

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	保育所入所事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、保育所入所事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県郡山市長

## 公表日

令和8年2月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所入所業務
②事務の概要	児童福祉法に基づく保育所入所管理、保育料算定等の事務処理を行う。特定個人情報を以下の事務に使用する。 ①保育料の算定、負担能力の認定 ②賦課徴収管理
③システムの名称	子ども子育てシステム(保健福祉情報システム)、住民情報システム、個人住民税システム、滞納管理システム、住登外システム、団体内統合宛名番号システム、庁内連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
保育児童台帳情報ファイル 保育料情報ファイル 子ども子育て支援情報ファイル 滞納管理システムファイル 住登外情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表の127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 024-924-3511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 こども部保育課 024-924-3541
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバーの提供は申請者本人から提供を受け、その上でマイナンバーの真正性確認を実施している。 ・マイナンバーの紐付けは所属長を含む複数人による確認を実施しており、その記録も保存している(住登外登録の電算業務依頼事務)。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分に行っている    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> </div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分である    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>・マイナンバーの提供は申請者本人から提供を受け、その上でマイナンバーの真正性確認を実施している。</p> <p>・マイナンバーの紐付けは所属長を含む複数人による確認を実施しており、その記録も保存している(住登外登録の電算業務依頼事務)。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5 ②所属長	こども育成課長 石沢 哲夫	こども育成課長	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	I-7 請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号	事後	組織改編のため
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	IVリスク対策 1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	II-1 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月28日	II-2 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月28日	I-1 ②事務の概要	児童福祉法に基づいて	児童福祉法に基づく措置入所に係る	事後	文言修正
令和1年6月28日	I-1 ③システムの名称	保健福祉情報システム(保育・子ども子育て支援)	子ども子育てシステム(福祉総合システム)、住民情報システム、個人住民税システム	事後	文言修正
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	〈情報照会〉番号法第19条第7号別表第二の116項	〈情報照会〉番号法第19条第8号別表第二の116項	事後	法令改正のため
令和3年9月1日	I-5 ①部署	こども部こども育成課	こども部保育課	事後	組織改編のため
令和3年9月1日	I-5 ②所属長	こども育成課長	保育課長	事後	組織改編のため
令和3年9月1日	I-8 連絡先	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号	事後	組織改編のため
令和8年1月15日	I-1-③ システムの名称	共通基盤システム	庁内連携システム	事後	見直しに伴い変更
令和8年1月15日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の8項	番号法別表の127項	事後	法令改正のため
令和8年1月15日	I-4 ②法令上の根拠	〈情報照会〉番号法第19条第8号別表第二の15項	〈情報照会〉番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155項	事後	法令改正のため
令和8年1月15日	II-1 いつの時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の計数の見直し
令和8年1月15日	II-2 いつの時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の計数の見直し
令和8年1月15日	IV リスク対策	—	IVリスク対策 項目8および11を追加	事後	新様式への変更